

令和2年度
群馬東部水道企業団水道料金審議会
(第6回)

激変緩和措置

令和3年3月19日



目次

1. 激変緩和措置の概要
2. 激変緩和措置 I
3. 激変緩和措置 II
4. まとめ



1. 激変緩和措置の概要

- ◆ 3市5町の現行の料金表は大きく異なっているため、統一した水道料金が一部の利用者にとって短い期間で急激な負担とならないように、**段階的に新料金へ移行する措置**を適用いたします。
- ◆ 激変緩和措置は、水道料金が**増額する場合**のみ適用いたします。
- ◆ 激変緩和措置の適用は、**一般用のみ**とします。
(臨時用は一時使用に伴うコストを回収するため、また、湯屋用、私設消火栓は比較的低い料金設定としているため、激変緩和措置を適用しないものとします。)

2-1. 激変緩和措置 I

- ◆ 激変緩和措置の期間は、令和4年度から令和6年度の3年間とします。
- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額の2分の1を控除します。令和7年度には新料金に完全移行とし、2段階での引き上げとします。

【計算例】

旧料金1,000円⇒新料金1,300円の場合

令和6年度までは、差額の300円のうち、2分の1にあたる150円を控除します。

これまでの料金	1,000円	←	差額
令和4年度の料金	1,150円		差額×1/2控除
令和5年度の料金	1,150円		差額×1/2控除
令和6年度の料金	1,150円		差額×1/2控除
令和7年度の料金	1,300円		新料金完全移行

2-2. 激変緩和措置 I の適用例

- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額の2分の1を控除することで、料金負担の急激な増加を回避します。

表 激変緩和措置 I に基づく水道料金の推移の例

ケース	現行料金	新料金	差額と改定率	激変緩和措置による水道料金の推移				
				改定前	1年目	2年目	3年目	4年目 完全移行
A	1,000円	1,200円	200円 (20%)	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,200円
B	1,000円	1,300円	300円 (30%)	1,000円	1,150円	1,150円	1,150円	1,300円
C	5,000円	7,500円	2,500円 (50%)	5,000円	6,250円	6,250円	6,250円	7,500円
D	50,000円	100,000円	50,000円 (100%)	50,000円	75,000円	75,000円	75,000円	100,000円

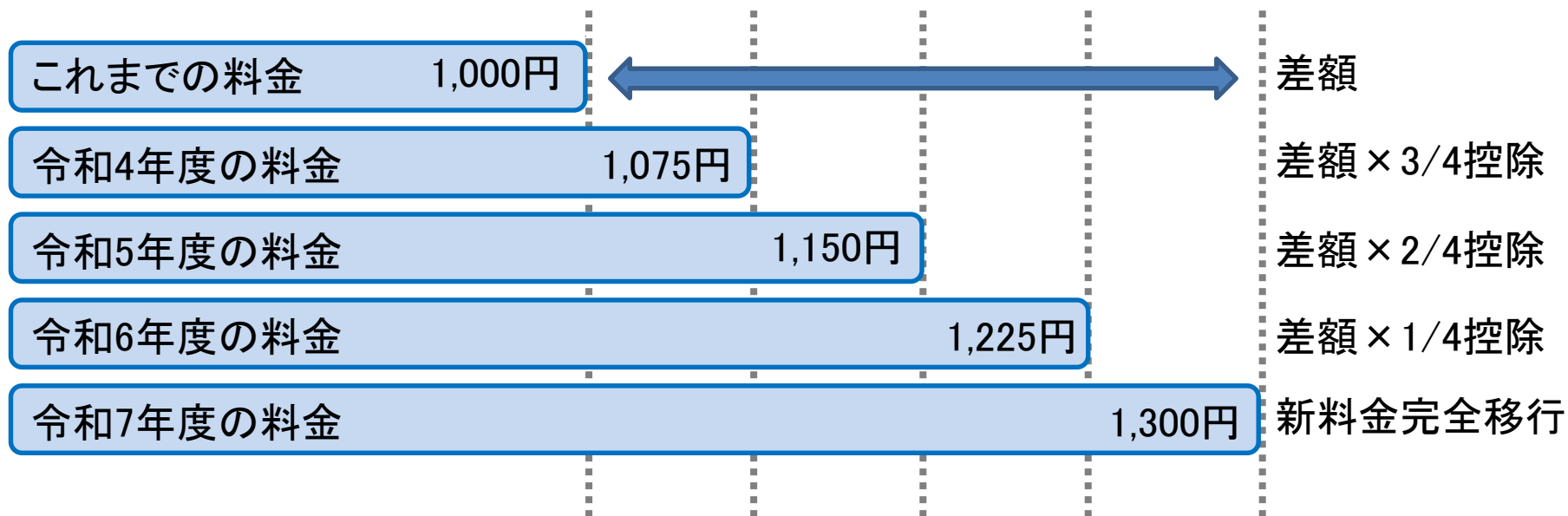
3-1. 激変緩和措置Ⅱ

- ◆ 激変緩和措置の期間は、令和4年度から令和6年度の3年間とします。
- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額を毎年4分の1ずつ上げていきます。令和7年度には新料金に完全移行とし、4段階での引き上げとします。

【計算例】

旧料金1,000円⇒新料金1,300円の場合

1年毎に差額300円の4分の1、4分の2、4分の3と上げていきます。



3-2. 激変緩和措置Ⅱの適用例

- ◆ 改定前と改定後の料金を比較して、増額する場合は差額を4分の1ずつ段階的に料金を上げていくことで、料金負担の急激な増加を回避します。

表 激変緩和措置Ⅱに基づく水道料金の推移の例

ケース	現行料金	新料金	差額と改定率	激変緩和措置による水道料金の推移				
				改定前	1年目	2年目	3年目	4年目 完全移行
A	1,000円	1,200円	200円 (20%)	1,000円	1,050円	1,100円	1,150円	1,200円
B	1,000円	1,300円	300円 (30%)	1,000円	1,075円	1,150円	1,225円	1,300円
C	5,000円	7,500円	2,500円 (50%)	5,000円	5,625円	6,250円	6,875円	7,500円
D	50,000円	100,000円	50,000円 (100%)	50,000円	62,500円	75,000円	87,500円	100,000円

4. 激変緩和措置の比較

表 激変緩和措置の比較

パターン	内容	適用期間	特徴
I	差額の2分の1を3年間控除する。	3年間 (R4～R6)	段階数は2段階と少ないため、負担増加率が大いだが、料金が頻繁に変わらない。
II	差額を毎年4分の1ずつ段階的に上げていく。	3年間 (R4～R6)	段階数は4段階で毎年段階的に上がるが、急激な負担増加を避けることができる。